

西宮市定額制福祉タクシー派遣事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、電車、バス等一般の交通機関を利用することが困難な在宅の重度身体障害者・児及び重度知的障害者・児、精神障害者・児並びに高齢者に対して、タクシー（以下「定額制福祉タクシー」という。）を派遣し、その利用料を助成することにより、在宅身体障害者や高齢者等の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、西宮市とする。ただし、定額制福祉タクシーの派遣業務については、市長が適当と認める特定自動車運送事業者(以下「指定事業者」という。)に委託するものとする。

(利用対象者)

第3条 この要綱により、定額制福祉タクシーを利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により西宮市の住民として記録され、かつ、当該住所地に居住している者。但し、当該住所地に居住できない特別の事由がある場合で、市長が正当な事由と認めるときは、その西宮市内の居住地を住所とみなす。
- (2) 当該年度中につぎのいずれかに該当し、一般の交通機関を利用することが困難な者
 - ① 身体障害者手帳所持者で障害の区分及び障害の程度が別表に定める者又は療育手帳所持者で障害の程度が「A」の者又は精神障害者保健福祉手帳所持者で障害の程度が1級の者（ただし、援護の実施が西宮市の場合に限る。）
 - ② 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）及び要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）の規定により要介護 3、4 又は 5 に認定された 65 歳以上の高齢者、又は要介護認定を受けていないがこれに相当すると市長が認めた者
- (3) 予約制福祉タクシー派遣事業の登録者でないこと
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される第 1 種及び第 2 種社会福祉事業によって設置された施設（社会福祉施設）の入所者又は入居者でないこと
- (5) 入院中でないこと
- (6) 西宮市在宅重度身体障害者自動車ガソリン費用助成の受給者でないこと
- (7) 西宮市高齢者バス運賃助成事業の登録者でないこと
- (8) 原則として、介助者 1 人が添乗することができる者

(利用対象者の登録)

第4条 定額制福祉タクシーを利用することができる者は、あらかじめ登録を申請し、審査の上登録された者（以下「登録者」という。）とする。

- 2 登録者は、各年度の 3 月末日までの間は、予約制福祉タクシーに登録変更することはできない。
- 3 市長は、登録者として不適当と認める事由が生じたときは登録を取り消すことができる。

(利用開始日)

第5条 定額制福祉タクシーの利用開始日は、登録した日とする。

(利用券の交付)

第6条 第4条に規定する登録者に西宮市定額制福祉タクシー利用券（以下「利用券」という。）を交付する。

- 2 前項の規定により交付する利用券は、1 箇月当たり 6 枚として、当該年度分を一括交付するものとし、72 枚を限度とする。ただし、年度途中に登録を行う場合は、利用開始日の属する月の翌月から当該年度の残月数に 6 をかけた枚数とする。

(利用券の有効期間)

第7条 利用券の有効期間は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用方法)

第8条 登録者で定額制福祉タクシーを利用しようとする者は（以下「利用者」という。）西宮市と契約を締結しているタクシー会社のタクシーを利用することができる。

- 2 利用者が、障害者割引の適用を受ける場合には、福祉タクシーの乗車時に定額券とともに身体障害者手帳等を携行し、乗務員の求めに応じてこれを提示しなければならない。
- 3 利用者は、利用料金の支払い時に、指定事業者を経由して利用券を市長に提出しなければならない。

(市助成額)

第9条 利用券1枚の助成額は、500円とする。ただし、タクシー利用料金が500円以上1,000円未満の場合は利用券を1枚まで、1,000円以上1,500円未満の場合は2枚まで、1,500円以上の場合は3枚まで使用可能とする。

(利用者負担)

第10条 次の各号については、利用者負担とする。

(1) 市助成額を超えるタクシー料金(身体障害者手帳等の提示により障害者割引を受けられる場合は割引後の料金)の額

(2) 有料道路の通行料金

(紛失、破損等)

第11条 利用券は、再交付しない。ただし、破損又は汚損した場合については、破損又は汚損した利用券と同一枚数を再交付することができる。

(譲渡、転売、貸与の禁止)

第12条 登録者は、利用券を他人に譲渡、転売、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録者又はその代理人は速やかに利用券を市長に返還しなければならない。

(1) 登録者が死亡し、又は第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったとき

(2) その他利用券が不用になったとき

- 2 偽り、その他不正な手段によって利用券を使用し、定額制福祉タクシーを利用した者があるときは、市長は、その者に対し、利用券の返還を命じ、登録を抹消、又は以後の交付を停止することができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めたときは登録者に対し、説明を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

(様式)

第15条 申請書その他書類の様式は、別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から実施する。
- 2 平成14年4月1日実施の旧西宮市福祉タクシー派遣事業運営要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則
この要綱は、令和３年４月１日から実施する。

付 則
この要綱は、令和７年４月１日から実施する。

別表

身体障害者の定額制福祉タクシーの利用対象者

障害の区分				障害の種別	障害の程度
視 覚 障 害				1 種	1 級及び 2 級
肢 体 不自由	上肢不自由				1 級
	下肢不自由及び体幹不自由				1 級及び 2 級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		上肢機能障害		1 級
			移動機能障害		1 級及び 2 級
内部障害	心臓機能障害				1 級
	腎臓機能障害				
	呼吸器機能障害				
	ぼうこう又は直腸機能障害				
	小腸機能障害				
	肝臓機能障害				